

第四期武蔵野市学校教育計画策定審議会の運営案について

1 会議を公開することについて

策定審議会は原則として公開します。ただし、個人の秘密の保護等の理由がある場合、委員の合意により、非公開とすることができます。（規則第5条第3項）

2 傍聴要領について

傍聴のルールは別紙（「第四期武蔵野市学校教育計画策定審議会傍聴要領（案）」）のとおりです。

3 会議録について

会議録を作成し、市のホームページに掲載します。
（掲載内容…日時、場所、出席者、議事、発言者（委員名は非公開）、発言内容）

4 会議の時間について

会議の時間については、原則として2時間以内とします。ただし、委員の合意を得て、延長することができます。

5 会議の連絡について

事務局から委員の皆様への連絡手段は、原則としてメールとします。メールに添付できない資料をお送りする場合は郵送いたします。